

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省26-6-3)

政策名	6 保安・安全	施策名	6-3 商取引安全			
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。					
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。					
施策の予算額、執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	519の内数	483の内数	484の内数	531の内数
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	519の内数	483の内数	484の内数	-
執行額(百万円)	406の内数	372の内数	432の内数	-		
※予算額・執行額については、複数施策に関連するものであり当該施策に限定した金額を抽出することが困難であることから、(項)消費者行政推進費の内数として表記している。						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1	クレジット取引に関する相談件数(百件)	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
			390	408	401	-	-	-	前年度減	達成
		年度ごとの目標値		前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減		
測定指標	2	商品先物取引に関する相談件数	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
			900	869	559	-	-	-	前年度減	達成
		年度ごとの目標値		前年度減	前年度減	前年度減	前年度減	前年度減		
測定指標	3	割賦販売法の施行状況	必要と認められる場合に事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより割賦販売法を着実に執行している。					26年度	達成	
			立入検査数	24年度	25年度	26年度	27年度	割賦販売法の着実な執行	達成	
			234	139	257	-				
測定指標	4	商品先物取引法の施行状況	必要と認められる場合に事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより商品先物取引法を着実に執行している。					26年度	達成	
			立入検査数	24年度	25年度	26年度	27年度	商品先物取引法の着実な執行	達成	
			11	10	10	-				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	割賦販売法、商品先物取引法の着実な執行が行われているため。
	施策の分析	<p><商品先物行政></p> <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。また、昨年度に引き続き商品先物取引の実態調査を行い、監督上注意すべき点の把握に努めた。 国内商品市場取引に関する相談件数はピーク時(平成15年度)と比較して約30分の1以下の水準まで減少している。 <p><取引信用行政></p> <ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施したことに加え、監督の基本方針の改訂など、監督行政の透明性及び均一性確保並びに事業者における適切な事業運営の促進を図った。 <p>各測定指標の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると考えられる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p><商品先物行政></p> <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引法に関しては、業者への立入検査や、報告徴収等、引き続き適正な執行に努めていく。 <p><取引信用行政></p> <ul style="list-style-type: none"> 割賦販売法に関しては、業者への立入検査や、報告徴収等、引き続き適正な執行に努めていく。 		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

担当部局名	商務流通保安グループ 商取引監督課/商取引・消費経済政策課	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------------------------------	----------	---------